

## 匠瑛市住宅リフォーム補助金 Q&A

匠瑛市住宅リフォーム補助金を活用する際にご確認ください。

### 1 補助対象住宅について

Q 1、どのような住宅が対象になりますか。

A 新築から10年以上経過していて、今回の補助対象と重複する補助を受けていない住宅が対象です。ただし、補助対象工事箇所が重複しない場合は、対象となります。

Q 2、中古住宅を購入し、住み始めてから10年以上経過していませんが対象になりますか。

A 当該住宅が、新築から10年以上経過している場合は対象となります。

Q 3、新築日から10年の経過はどのように確認したらよいですか。

A 固定資産税評価証明書や固定資産税納税通知書（課税明細書）の建築年次又は登記簿謄本等に記載されている建築年月日などで確認します。Q 3 6を参照

Q 4、築25年の母屋に5年前に増築工事を行っている住宅で、外壁の全面塗装する工事の場合、対象となりますか。

A 新築から10年以上経過していない増築部分は、対象となりませんので、対象工事費から除いてください。

Q 5、賃貸住宅や会社等の事務所をリフォームする場合は、対象になりますか。

A 対象になりません。

Q 6、車庫や店舗は対象になりますか。

A 対象になりません。

Q 7、二世帯住宅は対象になりますか。

A 対象になります。ただし、1住宅として取り扱いますので、本補助金の交付は1回のみとなります。

Q 8、同じ敷地内に子供が所有する別棟がありますが、母屋とそれぞれに申請できますか。

A 土地や建物の状況などによって取り扱いが異なりますので、市役所都市整備課（電話：0479-73-0091）までお問い合わせください。

Q 9、3年前に築10年の中古住宅を購入し、「転入者マイホーム取得奨励金」をもらっていますが、住宅リフォーム補助をもらうことはできますか。

A 転入者マイホーム奨励金の交付の対象となった住宅は、奨励金の交付から10年以内は本補助金の対象になりません。

## **2 申請者について**

Q 10、申請者は誰になりますか。

A 補助対象住宅の所有者又は所有者の2親等以内の親族で、現にその住宅に居住している方（住民登録のある方）が申請できます。ただし、申請者は補助金の交付から10年以上その住宅に居住していただく必要がありますので、転居等の予定がある方は申請できません。

Q 11、登記名義人（所有者）が亡くなり、所有権移転登記が済んでいない場合でも、補助の申請はできますか。

A 補助対象住宅の所有者の2親等以内の親族で、現にその住宅に居住している方（住民登録のある方）がいる場合は、申請することができます。

Q 12、税金の滞納がある場合に、補助金の申請はできますか。

A 申請の時点で、リフォームする住宅の所有者の世帯全員及び申請者の属する世帯全員の市税及び国民健康保険税に未納がある場合は、申請できません。

### 3 補助対象工事について

Q 1 3、工事が終わっている、もしくは工事中の場合でも対象になりますか。

A 補助金交付決定前に工事を始めた場合は、対象になりません。

Q 1 4、新築工事は対象になりますか。

A 対象になりません。

Q 1 5、市内施工業者とはどのような業者のことですか。

A 匝瑳市内に本店、支店もしくは営業所を有する法人のほか、匝瑳市内に住所を有する大工さんなどの個人事業主も含まれます。見積書の依頼の前に匝瑳市内に所在していることを業者に確認してください。

Q 1 6、複数の業者によるリフォーム工事は対象となりますか。

A 市内施工業者が施工する補助対象工事は対象になります。申請に当たっては、複数の工事見積書をまとめた上で、申請してください。市内施工業者が施工する補助対象工事費が20万円以上（税抜き）であれば補助の対象となります。

なお、匝瑳市外の施工業者が施工する部分は、補助の対象となりませんので、対象工事から除外した上で申請してください。

Q 1 7、解体撤去費用は対象になりますか。

A 解体撤去のみであれば対象となりませんが、補助対象工事に伴い生ずる撤去工事費用は対象になります。

Q 1 8、店舗等併用住宅の屋根や外壁の全面改修をする場合の補助対象工事費の計算方法はどのようになりますか。

A 居住する部分のみ対象となりますので、床面積等の按分により算定してください。

(例:屋根ふき替え工事費200万円 延床面積120㎡、居住部分90㎡、)

対象工事費：90㎡/120㎡ × 200万円 = 150万円

Q 19、建築業を営んでいるので、自分でリフォーム工事を行う場合は対象になりますか。

A 対象となりません（世帯員が経営する法人にて施工する場合も対象となりません）。同様にD I Yによるリフォームも対象となりません。

Q 20、申請者が自ら資材を購入し、施工を市内施工業者が行う場合は対象になりますか。

A 自ら購入した資材の購入費は対象となりませんが、市内施工業者が請け負った工事の施工費は対象となりますので、見積書にその旨を記載してください。（記載例：資材は施工主支給）

Q 21、他の補助金の交付を受ける予定ですが、対象となりますか。

A 本補助金の補助対象となる工事と重複する場合は対象となりません。

他の補助金の対象となるリフォーム工事の請負契約が別の場合で、工事箇所が重複しない場合は対象となります。

（次世代住宅ポイント制度、介護保険制度、障害者制度、長期優良住宅化リフォーム推進事業などの補助を利用される場合は重複しないよう御注意ください。）

Q 22、リフォーム工事に併せて、耐震補強の工事を行いたいと考えていますが、リフォーム補助の申請は可能ですか。

A 他の補助金と重複しない場合は、補助対象になります。なお、匝瑳市では、昭和56年以前の木造住宅の耐震改修工事を行う場合に、リフォーム補助より有利な補助制度を用意しておりますので、事前に都市整備課管理班（電話：0479-73-0091）までご相談ください。

Q 23、渡り廊下の設置は対象となりますか。

A 住居部分（母屋）と住居部分（離れ）を接続する渡り廊下で、屋根と壁で構成されたもの（室内型）であれば対象となります。ただし、住居部分と附属屋（車庫や倉庫などの非住居部分）などを接続するものや、屋根のみで構成されたもの（開放型）の渡り廊下は対象になりません。

Q 2 4、キッチンの改修工事に伴う給排水設備や給湯設備の取り替えは対象になりますか。

A 他の対象工事に伴う設備の取り替えであれば対象となります。

Q 2 5、ガラスが破損しているため交換する場合は、対象になりますか。

A ガラスのみを交換する場合は、対象になりません。ただし、建具・開口部の取替えに併せて設置する場合や、窓の断熱改修工事によるガラスの取り替えは対象となります。

Q 2 6、カーテンやブラインドのみの設置や取り替えは対象になりますか。

A 対象になりません。(カーテンレールの取付けを伴う場合においても対象になりません。)内装工事(床、内壁、天井の張り替え、塗装等の工事)に伴う取り替えや新設は対象となります。

Q 2 7、具体的にはどのような工事が対象になりますか。

A 市内施工業者による20万円以上(税抜き)の工事で、次の表に示す工事などが対象となります。

◆ 匠瑛市住宅リフォーム補助対象工事の例

具体的な工事等	備考
①既存住宅の増改築工事及び減築工事 【基礎、土台、柱、壁その他構造部分の修繕、補強などを含む】	建築確認申請が必要な工事は、確認済証の写しの提出が必要。
②台所、浴室、洗面室、トイレの改修工事 【ユニットバス化工事、便器の取り替え工事、システムキッチンの設置工事、洗面台の取り替え工事など】	備品の購入、設置のみは対象外
③給排水衛生設備工事 ④給湯設備工事 ⑤換気設備工事 ⑥電気設備工事	他のリフォーム工事を伴わない器具の交換のみの場合は対象としない。 Q 2 4を参照

<p>⑦ガス設備工事</p> <p>【③～⑦の工事は、増築、一部改築、減築工事その他のリフォーム工事による撤去、移設、修理、取り替え又は新設を対象とします。宅外配管・配線工事を含む。】</p>	
<p>⑧オール電化住宅工事</p>	<p>工場の必要がないIHクッキングヒーターの設置は対象としない。</p>
<p>⑨屋根のふき替え、塗装工事及び防水工事</p> <p>【雨漏りの修理、屋根瓦の補修など】</p>	
<p>⑩外壁の張り替え、塗装工事</p> <p>【外壁改修、錆止め塗装、コーキング補修工事など】</p>	
<p>⑪部屋の間仕切りの新設、変更工事</p> <p>【パーティション工事、壁の設置など】</p>	<p>工事を伴わない家具等の設置は対象外</p>
<p>⑫床、内壁、天井の張り替え、塗装等の内装工事</p> <p>【床暖房（ガスや電気式）工事、クロス貼り替えなど】</p> <p>≪内装工事に伴う室内カーテン、ブラインド等の取り替えや新設は対象とする。≫</p>	<p>Q 2 6 を参照</p>
<p>⑬床、壁、窓、天井、屋根の断熱工事</p>	
<p>⑭ふすま紙及び障子紙の張り替え、畳の取り替え</p> <p>【畳の表替え、裏返しを含む。】</p>	
<p>⑮雨どい等の取り替え及び修理</p>	<p>雨どいの清掃のみは対象外</p>
<p>⑯建具、開口部の取り替え及び新設工事</p> <p>【サッシ、雨戸、玄関ドアの取り替え、障子・ふすまの取り替えなど】</p>	<p>工事を伴わないものは対象外</p> <p>Q 2 5 を参照</p>
<p>⑰造作家具工事</p> <p>【造りつけ家具の取付け、取替え、修繕など】</p>	<p>大工工事を伴わないものは対象外</p>
<p>⑱バリアフリー改修工事</p> <p>【手すりの設置、段差の解消、廊下幅の拡張、エレベーター</p>	

の設置、その他これらに類する工事をいう。】	
⑱防音工事（防音天井、防音壁、防音サッシの改修等）	
⑳既存住宅の解体工事（リフォーム工事に伴う場合のみ）	解体のみを行う工事は対象外

### 補助対象にならない工事等の例

- ・ 合併処理浄化槽の設置工事（環境生活課で別補助制度あり）
- ・ 太陽光発電システム設置工事（環境生活課で別補助制度あり）
- ・ 店舗、工場、事務所、車庫、物置、倉庫その他の居住以外の部分に係る工事
- ・ 外構、庭、門扉、塀又は整地工事
- ・ 住宅に付随するバルコニー、ベランダ、テラス、ウッドデッキなどの開放型施設の設置工事
- ・ 植栽、剪定等の植栽工事
- ・ 雨水浸透ますの設置及び雨水タンク設備の設置工事
- ・ 防犯ライト、防犯カメラなどセキュリティシステムの設置工事
- ・ 消防設備、防災用品の購入及びその設置工事
- ・ 住宅構造の改修工事を伴わない機器・備品等の購入及びその設置のみの工事
- ・ 家具の固定のための器具購入及び取付け工事
- ・ シロアリ駆除その他の防虫、消毒を目的とした薬剤の散布及び塗布
- ・ ハウスクリーニング及び排水管の清掃
- ・ 公共工事の施工に伴う補償の対象となる工事
- ・ 他の補助制度等を利用する工事
 

（次世代住宅ポイント制度、介護保険制度又は障害者福祉制度の対象となる改修工事、長期優良住宅化リフォーム推進事業などの補助を利用される場合は重複しないようご注意ください。）
- ・ 書類作成費、電力申請料などの事務費
- ・ 設計費、工事監理費及び工事中の移転費用

#### 4 手続きについて

Q 2 8、申請書の受付は、先着順ですか。

A 先着順に受け付けし、当該年度の市の予算額に達した場合は、申請の受け付けを終了します。

Q 2 9、申請等の手続きを市内施工業者が代行することは可能ですか。

A 可能です。ただし、申請者本人の意思確認のため、申請者等の住所、氏名欄は、本人の自署又は押印によるものとし、提出を代行する市内施工業者への委任状※を提出していただく必要があります。

(※ 別紙：委任状を参考に作成してください。)

Q 3 0、一事業者が請け負える件数の制限はありますか。

A 業者の請負件数については、特に制限しておりません。ただし、申請の受付は先着順であるため、申請の受付時においては、提出者（代理人を含む）1名につき申請1件の提出とさせていただきます。

Q 3 1、何年か後にまたリフォーム補助をもらうことはできますか。

A 過去に所有者の2親等以内の親族で補助を受けている住宅は、補助の対象になりません。

Q 3 2、増築や改築などのリフォーム工事に伴い、建築確認申請を提出する必要がある場合には、手続きが必要ですか。

A 建築基準法の規定に基づき必要な手続きを行ってください。この場合は、補助金申請に係る添付書類として、建築確認済証の写しを提出していただく必要があります。

Q 3 3、工事内容を変更したい場合は、どのような手続きが必要ですか。

A 工事内容に変更が生じた場合は、その工事を始める前に、「補助金変更等承認申請書」（第3号様式）に関係書類を添えて市に提出し、承認を得てください。

ただし、対象工事費が増額になった場合でも、市の予算が予定額に達している



場合は、補助金の増額はできません。

Q 3 4、交付決定を受けましたが、やむを得ない事情によりリフォーム工事ができなくなりました。どのような手続きが必要ですか。

A 「補助金変更等承認申請書」(第3号様式)による取下げ手続きが必要になります。工事を中止する場合は、まず、都市整備課までご連絡ください。

Q 3 5、制度の詳細や、必要書類はどこでもらえますか。

A 匝瑳市役所都市整備課(3階)窓口又は匝瑳市ホームページからダウンロードしてください。補助制度に係る不明な点については、都市整備課管理班(電話:0479-73-0091)までお問い合わせください。

Q 3 6、補助金交付申請にはどのような書類の提出が必要ですか。

A 申請に必要な添付書類は、次の表のとおりです。

①申請者及び同居している者の住民票の写し (必須)	★補助対象住宅における居住者の状況確認のために必要となります。 ・申請者の属する世帯全員の住民票(住民票謄本) 住民票は発行から <u>3か月以内</u> のもので、続柄の記載されたものがが必要です。 <b>【同居している他の世帯がある場合】</b> ・同居している世帯全員の住民票(住民票謄本)
②所有者と申請者の親族関係が確認できる書類	<b>【申請者が対象住宅の所有者である場合】</b> 提出の必要はありません。 <b>【申請者と住宅所有者が異なる場合】</b> ★申請者が対象住宅の所有者の2親等以内の親族であることが確認できる書類の提出が必要です。 ・所有者との続柄が確認できる戸籍の写し ※①の住民票で確認できる場合は、提出の必要はありません。

<p>③市税等の完納証明書 (いずれか必須)</p>	<p>★完納証明書は、市税等の未納がないか確認するため、<u>発行から1か月以内</u>のものがが必要です。</p> <p><b>【申請者が住宅所有者の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の世帯全員の完納証明書（写し可）</li> </ul> <p><b>【申請者と住宅所有者が異なる場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の世帯全員の完納証明書（写し可）と、住宅所有者の世帯全員の完納証明書（写し可）</li> </ul>
<p>④住宅所有者及び建築年の確認できる書類 (いずれかの書類が必須)</p>	<p>★住宅の所有者及び建築年の確認のため、次のいずれかの書類の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建築年次が記載された固定資産税評価証明書（市役所税務課で有料発行、写し可）</li> <li>●固定資産税課税明細書（毎年、市の税務課から通知）宛名面、所在地及び建築年が確認できる明細面の写し</li> <li>●登記事項証明書（法務局で有料発行、写し可）</li> <li>●建築検査済証の写し（所有者に変更がない場合は可）</li> </ul>
<p>⑤工事前の写真 (必須)</p>	<p>★工事施工前の状況が確認できる写真の提出が必要です。 (バラバラにならないよう紙に張り付けるか台紙に収めたものを提出してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象住宅となる建物の外観写真</li> <li>・補助対象工事となる全ての施工予定箇所の写真</li> </ul> <p><b>【撮影の注意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●写真に撮影日を入れ、工事位置が確認できるよう平面図に合せた番号を記載してください。</li> <li>●施工予定箇所の全体が確認できるよう撮影してください。</li> </ul>
<p>⑥工事見積書の写し (必須)</p>	<p>★工事箇所ごとの内容（数量や金額）が確認できる明細書を付けた見積書の提出が必要です。</p> <p>※〇〇工事一式で計上したものについては、明細が確認できないため不可</p> <p>※他の補助金制度を利用しているものが対象工事に含まれな</p>

	<p>いようご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発行者の所在（住所）、記名（会社名・代表者氏名）押印（代表者印）があるもの</li> </ul> <p>※匝瑳市内に本店、支店もしくは営業所を有する法人又は住所を有する個人事業主によるものが補助の対象です。</p> <p>●申請者あての見積書であること</p>
⑦ 図面等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●補助対象住宅の配置図（必須）</li> <li>●補助対象住宅全体の平面図（必須）</li> <li>●工事箇所の施工図面（必須）</li> </ul> <p>※図面については手書きのものでも可</p> <p>※工事箇所の写真の位置が確認できるよう記載してください。</p> <p>▼増改築などにより間取りが変わる場合は改修前後の図面が必要です。</p> <p>▼店舗等併用住宅の場合で、面積按分が必要な場合は、床面積等を記載した図面が必要です。</p> <p>●補助対象となる工事に使用する製品のカタログの写し</p>
⑧ 建築確認済証の写し	<p>建築基準法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受ける必要がある場合には、確認済証の写しを提出する必要があります。</p>

※その他必要な書類の提出を求める場合があります。

※提出書類に不備のある場合には受付ができない場合もありますので、不明な点は都市整備課管理班（電話：0479-73-0091）までお問い合わせください。

Q 3 7、実績報告書はいつまでに、どのような書類の提出が必要ですか。

A 実績報告書の提出は、工事完了後1か月以内又は当該年度の1月末までのいずれか早い日までに提出する必要があります。

実績報告書（第5号様式）に添付する書類は次のとおりです。

① 契約書又は請書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請負金額に応じた収入印紙の貼り付けのあるもの</li> <li>・契約内容が交付決定内容と一致していること</li> </ul>
--------------	--

(必須)	・ 契約日は交付決定以降の日付であること
②領収書の写し (必須)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宛名が申請者と一致すること</li> <li>・ 金額に応じた収入印紙の貼り付けのあるもの</li> <li>・ 領収書の金額が工事総額となっていること</li> <li>・ 発行者の所在（住所）、記名（会社名・代表者氏名）押印（代表者印）があるもの</li> </ul>
③工事後の写真 (必須)	<p>★工事施工後の状況が確認できる写真の提出が必要です。 （バラバラにならないよう紙に張り付けるか台紙に収めたものを提出してください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての工事箇所の施工後の写真</li> </ul> <p>※完成後の写真で施工状況が確認できない場合（天井裏や壁中の工事など）は、施工中の写真を提出してください。</p> <p><b>【撮影の注意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●写真に撮影日を入れ、工事箇所が確認できるよう平面図に合せた記載をしてください。</li> <li>●施行前の写真と比較できるように撮影してください。</li> <li>●使用した製品名が確認できる写真</li> </ul>

※その他必要な書類の提出を求める場合があります。

## 5 補助金受領後

Q38、補助金をもらった後に、やむを得ない事情により引っ越すこととなった場合は、どうしたらよいですか。

A 補助金の交付から10年間の間に次のいずれかに該当することとなった場合には、補助金を返還していただく必要があります。

- ① 補助金を受けた方が転出し、又は転居したとき
- ② 住宅の所有者が相続以外の理由により所有権を移転したとき
- ③ 住宅の所有者及び補助金を受けた方の属する世帯で、市税等の滞納が発生したとき。

手続きについては、市役所都市整備課管理班（電話：0479-73-0091）までお問

い合わせください。

Q 3 9、補助金をもらった後、10年間の間の返還に該当するかどうかの確認はありますか。

A 毎年度、返還要件に該当していないかの確認をさせていただきます。

補助金の交付請求等に併せて内容確認に係る同意書を提出していただくと、関係書類の提出を省略することができます。同意書が提出されない場合は、10年間に渡り毎年確認書類を提出していただく必要があります。

## 6 その他

Q 4 0、市内施工業者を紹介してもらえますか。

A 市では市内施工業者の紹介は行いません。お近くの業者や電話帳、インターネットなどでお探してください。

Q 4 1、リフォーム現場を確認することはありますか。

A 原則として写真等により工事内容を確認しますが、必要に応じてリフォーム現場を確認する場合がありますので、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先

匠瑤市役所 都市整備課 管理班

電話：0479-73-0091

FAX：0479-72-1117